

○ 法務省告示第号

総務省告示第号

電子署名及び認証業務に関する法律に基づく特定認証業務の認定に係る指針（平成十三年法務省告示第号）

省告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣名

法務大臣名

経済産業大臣名

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

(特定認証業務に係る電子署名の基準)

第三条 規則第二条の基準を満たす電子署名の方式は、次の各号のいずれかとする。

一 RSA方式であつて、ハッシュ関数としてSHA-256を使用するもの（オブジェクト識別子一二八四〇一二三五四九一一一）、SHA-384を使用するもの（オブジェクト識別子一二八四〇一二三五四九一一二）又はSHA-512を使用するもの（オブジェクト識別子一二八四〇一二三五四九一一三）のうち、モジュラスとなる合成数が二千四十八ビット以上のもの

二 RSA-PSS方式（オブジェクト識別子一二八四〇一二三五四九一一一〇）であつて、ハッシュ関数としてSHA-256（オブジェクト識別子二一六八四〇一二〇一三四四二二）、SHA-384（オブジェクト識別子二一六八四〇一二〇一三四四二二）又はSHA-512（オブジェクト識別子二一六八四〇一二〇一三四四二三）を使用するもののうち、モジュラスとなる合成数が二千四十八ビット以上のもの

三 ECDSA方式であつて、ハッシュ関数としてSHA-256を使用するもの（オブジェクト識別子一二八四〇一〇〇四五四三二）、SHA-384を使用するもの（オブジェクト識別子一二八四〇一〇〇四五四三三）又はSHA-512を使用するもの（オブジェクト識別子一二八四〇一〇〇四五四三四）のうち、橜円曲線の定義体及び位数が二百二十四ビット以上のもの

四 DSA方式であつて、ハッシュ関数としてSHA-256を使用するもの（オブジェクト識別子一二一六八四〇一二〇一三四四三二）であり、かつ、モジュラスとなる素数が二千四十八ビット以上のもの

(認定認証業務と他の業務との誤認を防止するための措置)

第十一条 規則第六条第七号に規定する利用者その他の者が認定認証業務と他の業務を誤認することを防止するための適切な措置には、次の各号に掲げる措置が含まれるものとする。

〔一 略〕

二 発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をSHA-256、SHA-384又はSHA-512のうちいずれか一以上で変換した値によって認定認証業務を特定すること。

改 正 前

(特定認証業務に係る電子署名の基準)

第三条 [同上]

一 RSA方式であつて、ハッシュ関数としてSHA-1を使用するもの（オブジェクト識別子一二八四〇一二三五四九一一五）、SHA-256を使用するもの（オブジェクト識別子一二八四〇一二三五四九一一一）、SHA-384を使用するもの（オブジェクト識別子一二八四〇一二三五四九一一二）又はSHA-512を使用するもの（オブジェクト識別子一二八四〇一二三五四九一一三）のうち、モジュラスとなる合成数が千二十四ビット以上のもの

二 RSA-PSS方式（オブジェクト識別子一二二八四〇一二三五四九一一一〇）であつて、ハッシュ関数としてSHA-1（オブジェクト識別子一二二六）、SHA-256（オブジェクト識別子二一六八四〇一二〇一三四二）、SHA-384（オブジェクト識別子二一六八四〇一二〇一三四二）又はSHA-512（オブジェクト識別子二一六八四〇一二〇一三四二）を使用するもののうち、モジュラスとなる合成数が千二十四ビット以上のもの

三 ECDSA方式であつて、ハッシュ関数としてSHA-1を使用するもの（オブジェクト識別子一二八四〇一〇〇四五四一）、SHA-256を使用するもの（オブジェクト識別子一二八四〇一〇〇四五四三二）、SHA-384を使用するもの（オブジェクト識別子一二八四〇一〇〇四五四三三）又はSHA-512を使用するもの（オブジェクト識別子一二八四〇一〇〇四五四三四）のうち、橜円曲線の定義体及び位数が百六十ビット以上のもの

四 DSA方式であつて、ハッシュ関数としてSHA-1を使用するもの（オブジェクト識別子一二八四〇一〇〇四五四三）であり、かつ、モジュラスとなる素数が千二十一ビットのもの

(認定認証業務と他の業務との誤認を防止するための措置)

第十一条 [同上]

〔一 同上〕

二 発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をSHA-1、SHA-256、SHA-384又はSHA-512のうちいずれか一以上で変換した値によって認定認証業務を特定すること。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。